平成２１年（フ）第４２０１号
北海道石狩市花川南４条２丁目166番地
債務者　山中　洋彦
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第５８２号
愛知県愛知郡東郷町兵庫２丁目８番地３　ＨＩＲＵＺＵ三ツ池Ａ棟205号
債務者　藤島　竜紀
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　智貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第３３８４号
愛知県春日井市大手町２丁目８番地１　エルセリート大手601号
債務者　河田　末彦
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３３号
岐阜県安八郡神戸町大字丈六道1112番地
債務者　片桐美千代
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　　知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２１年（フ）第２４９７号
京都府宇治市小倉町堀池39番地の229
債務者　鶴岡　謙吾
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第７８号
埼玉県比企郡ときがわ町大字馬場113番地２、旧住所埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀327番地23
債務者　露久保　清
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　昭男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２１年（フ）第８５２号
静岡県焼津市五ケ堀之内752番地　ぱーくたうんルナⅡ303、旧住所静岡県焼津市五ケ堀之内355番地の１
債務者　大橋　　悟
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靏岡　寿治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第７３号
大分市大字勢家1098番地の36　ＭＤワーフタワー502
債務者　小澤　雅史
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　誉士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第１７９号
埼玉県入間市大字野田966番地
債務者　渡邊　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２１年（フ）第４４号
埼玉県秩父市中村町３丁目10番33号
債務者　加藤　満明
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２２年（フ）第１６６５号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目10番３号
債務者　入江建設こと　入江　真治
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏信
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１１号
北海道旭川市台場２条６丁目４番８号
債務者　鷹橋　正輝
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
旭川地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第５１号
群馬県太田市藤阿久町494番地３
債務者　町田　義正
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第５９号
群馬県太田市藪塚町1968番地３　グリーンハイム106号
債務者　小野　好明
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２１年（フ）第５４５号
北海道旭川市東鷹栖１条４丁目638番地の242
債務者　柴田　明久
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第７９号
北海道旭川市永山４条11丁目２番13号　ホワイトハウス411―203号室
債務者　漆原　信一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第８０号
北海道旭川市豊岡14条４丁目１番４号　第３アズサＭＳ101号室
債務者　山中　宏夫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部